

業務委託契約書（案）

- 1 事業名 桂川流域下水道事業
- 2 委託名 桂川清流センター運転管理等包括委託
- 3 委託場所 桂川清流センター、松留・川合各中継ポンプ場、新田・新田第2各マンホールポンプ、猿橋伏越、桂川1号・1-1号・1-2号・1-3号・1-4号・1-6号・1-8号・1-9号・2号・2-1号各幹線
- 4 委託期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和10年 3月31日
(公益財団法人山梨県下水道公社財務規程第72条の13に基づく長期継続契約)
- 5 委託料 金 円也
(税抜き金額 円、消費税及び地方消費税の額 円)

[内訳等]

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
固定費	円				
小修繕費等	円				
計	円				

(固定費及び小修繕費等には、取引に係わる消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約保証金 免除

上記の委託業務について、契約担当者 公益財団法人山梨県下水道公社 理事長 上野良人 と受託者とは、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書3通を作成し、契約担当者、受託者及び別添の条項によって規定する業務履行保証人は、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 4月 1日

契約担当者 住 所 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑4 1 7番地
公益財団法人山梨県下水道公社
氏 名 理 事 長 上 野 良 人

受 託 者 住 所
氏 名

業務履行保証人 住 所
氏 名

契約約款

第1章 総則	1
第1条 総則	1
第2条 委託業務の実施	1
第3条 委託業務の内容及び要求水準	1
第4条 指示等及び協議の書面主義	1
第5条 総括責任者の選任	1
第6条 監督員	2
第7条 業務履行保証人	2
第2章 業務要領	3
第8条 削除	3
第9条 削除	3
第10条 業務実施計画	3
第11条 施設等の無償使用	3
第3章 運転管理	4
第12条 流入水の処理	4
第13条 汚泥の処理等に関する条件	4
第4章 維持管理	4
第14条 維持管理	4
第15条 臨機の措置	4
第16条 施設の修繕	4
第17条 周辺対策	5
第18条 不可抗力	5
第5章 履行管理	5
第19条 発注者の施設機能検査	5
第20条 業務履行状況の確認	5
第6章 委託料	5
第21条 業務報告	5
第22条 検査	6
第23条 委託料の支払等	6
第24条 委託料の変更等	6
第25条 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更	6
第7章 損害賠償	7
第26条 損害賠償	7
第27条 責任範囲	8
第28条 責任限度	8

第8章 契約終了	8
第29条 業務期間満了に伴う終了	8
第30条 発注者の解除権	9
第31条 公正入札違約金	10
第32条 受注者の解除権	10
第33条 引継事項	11
第9章 その他	11
第34条 委託内容の変更	11
第35条 条件変更等	11
第36条 契約図書等の変更	12
第37条 関連業務の調整等	12
第38条 権利義務の譲渡等	12
第39条 委託業務の再委託等	12
第40条 特許権等の使用	12
第41条 秘密の保持	13
第42条 業務従事者に関する措置請求	13
第43条 雑則	13
別紙1 委託料の計算方法（第23条第2項関係）	14
別紙2 委託料の変更（第24条第1項関係）	15
別紙3 委託料の変更（第24条第2項関係）	16

第1章 総則

(総 則)

第1条 契約担当者(以下「発注者」という。)及び受注者(以下「受注者」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、業務要求水準書、共通仕様書、特記仕様書及び入札説明書等の関係書類(以下「契約図書等」という。)並びに受注者が提出した技術提案書に従い、本委託業務を履行しなければならない。

- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 5 この約款及び契約図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、甲府地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(委託業務の実施)

第2条 受注者は、下水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、誠実かつ効果的に本委託業務を実施しなければならない。

(委託業務の内容及び要求水準)

第3条 業務の内容及び当該業務に関し受注者が達成しなければならない水準(以下「業務要求水準」という。)は契約図書等に定めるとおりとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この約款及び契約図書等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款及び契約図書等の規定に基づき協議を行う場合は、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(総括責任者の選任)

第5条 受注者は、「下水道処理施設維持管理業者登録規程」(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)第3条第1項に基づく下水道処理施設管理技士の資格を有する者を、業務の総括責任者として

選任し、発注者に届け出なければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- (2) 契約図書等に定められた業務の目的、内容等を十分理解して業務にあたること。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者に対する指示、承諾、協議等
- (2) 業務の進捗状況の確認、契約図書等の記載内容と履行内容の照合及びその他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、契約図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(業務履行保証人)

第7条 受注者は、受注者に代わって自らこの委託業務を履行することを保証するとともに、この契約による債務の不履行により支払うべき発注者に対する損害賠償金について当該債務を保証する者を、当該入札参加資格を有する者の中から選定し、この契約締結の際に業務履行保証人としてたてなければならない。

2 受注者は、この契約締結の際に、業務履行保証人が当該入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。

3 発注者は、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、業務履行保証人に対して委託業務を履行すべきことを請求することができる。

4 業務履行保証人は、前項の請求があったときは、この約款に基づく受注者の権利及び義務を承継するものとする。

第2章 業務要領

(業務準備期間)

第8条 削除

(施設機能の確認)

第9条 削除

(業務実施計画)

第10条 受注者は、本契約締結後直ちに契約図書等及び技術提案書の記載事項を満たす業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、業務実施計画書を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。
- 3 受注者は、業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。
- 4 発注者は、受注者が業務実施計画書に基づき業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受注者に説明を求めるものとする。その結果、受注者が業務実施計画書に基づき本業務を履行していないと発注者が認めた場合、発注者は受注者に是正（業務実施計画書の変更を含む）を求めることができる。
- 5 受注者が、正当な理由によらず前項の是正を行わない場合、発注者は委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。
- 6 受注者が、業務実施計画書の変更を希望する場合、受注者は変更の14日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、承認を得るものとする。
- 7 受注者は、その他発注者が必要とする事項を届出なければならない。また変更が生じたときは速やかに変更届を提出しなければならない。

(施設等の無償使用)

第11条 受注者は、業務を履行する上で必要な当該施設内の事務室等が無償で使用することができる。

- 2 受注者は、業務の履行に必要な当該施設内の備品及び機器を無償で使用することができる。
- 3 第1項及び前項の当該施設等の使用に係る手続きは、契約図書等に定める。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の当該施設等を使用するときは、常に善良な管理者としての注意をもってこれを使用しなければならない。
- 5 受注者は、業務終了時又は業務期間内にあって故意又は過失により当該施設及び施設内の備品並びに機器を滅失若しくは損傷によりその返還が不可能となった場合は、発注者の指定した期間内に代品を納め若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 6 発注者は、業務開始時に、契約図書等に定める材料品類等を受注者に引き渡すものとする。

第3章 運転管理

(流入水の処理)

第12条 受注者は、処理施設の能力を生かして、流入水を業務要求水準書に定める放流水質目標基準に適合させて放流するよう努めるものとし、発注者から指示のある場合はそれに従うものとする。

(汚泥の処理等に関する条件)

第13条 受注者は、流入水の処理に伴い発生する汚泥について業務要求水準書に定める脱水汚泥処理目標基準を満たすよう努めるものとし、発注者から指示のある場合はそれに従うものとする。

2 受注者は、前項の他、運転に関する条件として、業務要求水準書に定める環境対策目標基準を満たすよう努めるものとし、発注者から指示のある場合はそれに従うものとする。

第4章 維持管理

(維持管理)

第14条 受注者は、契約図書等に定める当該施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約図書等に規定する施設の修繕及び更新を発注者が行っていないことにより、業務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される施設については、受注者は前項の義務を負わないものとする。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、緊急時のため必要があると認められる場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、受注者はあらかじめ発注者と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

2 前項の緊急やむを得ない場合においては、受注者は、その措置の内容を直ちに発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、豪雨、洪水、大雪、地震、暴風、火災、噴火等による緊急時その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを指示することができる。この場合において、受注者は速やかにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲内において負担することが適当ではないと認められる部分については、発注者が負担する。

(施設の修繕)

第16条 受注者は、施設の修繕の必要があると認めるときは、速やかにその状況を発注者に報告し対応策を発注者と協議しなければならない。

(周辺対策)

第17条 受注者は、契約図書等の対象施設の周辺住民からの苦情等に誠意をもって対応するとともに、速やかにその内容を発注者に報告し、対応策を発注者と協議しなければならない。

(不可抗力)

第18条 不可抗力(暴風、暴雨、洪水、大雪、地震、地滑り、火災、争乱、暴動、その他通常の見込を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責に帰することができない事由)により、業務の対象施設等に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に報告し、指示に従い対応するものとする。

第5章 履行管理

(発注者の施設機能検査)

第19条 発注者は、随時、自ら施設の機能について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力する義務を負う。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

2 発注者は、前項の施設機能の検査又は受注者の業務遂行状況について、監視を行うために施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(業務履行状況の確認)

第20条 発注者は、業務計画書に記載された業務が履行されていないおそれがある場合、適宜及び定期に受注者に説明を求めることができる。

第6章 委託料

(業務報告)

第21条 受注者は、契約図書等に基づく業務日誌を作成し、毎日、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、各月及び各年度の業務が終了したときは遅滞なく業務報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。この場合において、受注者は、業務報告書に設備の運転記録その他契約図書等に基づく書類を添付しなければならない。

3 受注者は、契約が終了又は解除となった場合、契約開始時から終了時又は解除時までの業務の履行が確認できる資料を添えて、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、契約図書等に定める事項及びその他発注者が求める事項について報告しなければならない。

(検査)

第22条 発注者は、前条第2項及び第3項の報告書を受領してから14日以内に受注者の立会の上、当該月にかかる契約基準の達成状況や業務実施計画書に記載された業務の履行状況を検査し、その結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、補正を命じられたときは遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。

(委託料の支払等)

第23条 発注者が、受注者に支払う委託料の支払い方法は月払いとし、受注者は各年度当初及び契約金額に変更が生じたときは、当該年度の資金計画書を提出しなければならない。

2 受注者は、前条第1項の通知を受けた後、当該月にかかる検査結果等に基づき、別紙1で算出した当該月の委託料を書面により請求する。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは請求を受けた日から14日以内に委託料を支払うものとする。ただし、受注者がこの契約に違反している場合に限り支払いを留保することができる。

(委託料の変更等)

第24条 発注者は、受注者が業務実施計画書に基づき本業務を履行していないと判断した場合、是正を求め、別紙2に定めるところにより委託料の額を減額することができる。

2 各年度の小修繕等実績額が確定した場合、発注者と受注者が協議の上、別紙3に定めるところにより委託料の額を変更することができる。

3 一定の物価変動があった場合、第25条に従い委託料の変更を行うものとする。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

5 委託料の変更を発注者と受注者が協議して定める場合、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。

6 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第25条 発注者又は受注者は、この業務契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適當になったと認められた場合は、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があった場合は、変動前残業務委託料(委託料から当該請求時の出来形部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務委託料(変

動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により業務期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料が不相当となった場合は、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託料の変更を請求することができる。
- 6 予期することの出来ない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不相当となった場合は、発注者又は受注者は、前各項にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第5項及び第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第26条 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第10条第5項に定める場合。
 - (2) 第11条第5項に定める場合。
 - (3) 第41条第6項に定める場合。
 - (4) この契約の業務期間内に業務を履行することができなくなった場合。
 - (5) 前各号のほか、受注者の本契約への違反により発注者に損害が生じた場合。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は、受注者に対して損害を賠償する責任を負うものとする。
- (1) 第23条第3項に定める委託料の支払が遅延した場合。
 - (2) 発注者のこの契約への違反により、受注者に損害が生じた場合。

- 3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。
- 4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。
- 5 第3項及び第4項の第三者との紛争が生じた場合は、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(責任範囲)

第27条 発注者及び受注者の責任範囲については、契約図書等の定めによるものとする。

(責任限度)

第28条 受注者が発注者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、当該年度の契約金額の100分の10を上限とする。ただし、受注者の故意又は重過失により損害が生じた場合については、責任限度を設けない。

- 2 前項において、「当該年度の契約金額」とは、当該年度の固定費及び「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」並びに「当該年度小修繕等実績額」の合計額をいう。また、「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」及び「当該年度小修繕等実績額」とは、別紙1に示す方法に準じて算出される変動費及び小修繕費等の額をいう。

第8章 契約終了

(業務期間満了に伴う終了)

第29条 業務期間満了により業務委託が終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 業務期間満了前に発注者と受注者が双方立会のもとで施設の機能確認を行う。機能確認の結果、受注者の責めに帰すべき事由により所定の機能が確保されていない場合、受注者は自らの責において機能回復の措置をとらなければならない。
 - (2) 受注者は、新たに施設を運転するものに対し、当該施設が業務要求水準を満たしている状態で当該業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
 - (3) 受注者は、業務期間満了時において、発注者から引き渡しを受けた備品、材料品類等と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。
 - (4) 受注者は施設内の受注者の所有物を撤去するとともに、当該施設内の整理整頓を行うこととする。
- 2 第1項第1号の機能確認の結果、受注者の責めに帰すべき事由により所定の機能が確保されていない場合、発注者は必要な措置を受注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により業務を達成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 第5条に掲げる者を選任しなかったとき。
- (4) 談合その他不正行為に関する次のいずれかに該当するとき。
 - 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - 三 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- (5) 暴力団排除措置に関する次のいずれかに該当するとき。
 - 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 受注者が、一から五までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(六に該当する場合を除く。)に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者が

これに従わなかったとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(7) 第32条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が賠償すべき損害額は、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。
- 3 発注者は、当該契約の委託期間内において、山梨県との間で、当該流域下水道維持管理業務委託契約が締結されなくなった場合、又は当該契約の継続を困難とする委託料の減額等が行われた場合は、本契約を解除することができる。
- 4 発注者は、第1項及び第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に生じた損害があっても、これを一切賠償しないものとする。
- 5 発注者は、第1項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、3ヶ月前までに受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。
- 6 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
- 7 契約解除の通知があった場合、速やかに発注者と受注者が双方立会のもとで施設の機能確認を行うものとする。機能確認の結果、所定の機能が確保されていない場合、発注者は必要な措置を受注者に請求することができる。また、受注者は自らの責において機能回復の措置をとらなければならない。
- 8 受注者は、契約が解除された場合、第11条により使用した施設、備品等及び既済期間の業務報告等を、発注者に引き渡さなければならない。

(公正入札違約金)

- 第31条 受注者は、前条(4)各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の解除権)

- 第32条 受注者は、以下に該当する場合、発注者に対する通知により、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者が委託料の支払いを1ヶ月以上遅延した場合
 - (2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 受注者は、前項第1号の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、契約を解除した場合、第11条により使用した施設、貸与品等及び既済期間の業務報告等を、発注者に引き渡さなければならない。

(引継事項)

- 第33条 発注者又は受注者は、当該業務に関して運転管理の引継を円滑にし、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。
- 2 受注者は、業務開始後3ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項をまとめた文書（契約図書に示す内容を含む。以下「引継文書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、随時受注者に対し引継文書の内容の説明を求めることができる。
- 4 受注者は、当該施設特有の運転方法や留意事項等に変更があった場合は、引継文書の内容を変更するものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、速やかに引継文書の変更箇所を提出しなければならない。
- 5 受注者は、次期契約予定者に対して契約終了までに最新の施設台帳、施設機能報告書及び引継文書に従って技術指導を行わなければならない。この指導に要する費用は次期契約予定者の負担とする。

第9章 その他

(委託内容の変更)

- 第34条 施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合は、発注者は、必要とする範囲内において委託内容を変更、又はこの契約を解除することができる。
- 2 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用は発注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第35条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 契約図書等の内容が相互に一致しないこと。
 - (2) 契約図書等に誤字又は脱字があること。
 - (3) 契約図書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 契約図書等に示された設備の状況等が現況と異なること。
 - (5) 契約図書等で明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に規定する事実を発見したと

きは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行い、事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、契約図書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- 3 前項の規定により契約図書等の訂正又は変更が行われた場合においては、発注者は、必要があると認めるときは委託料の額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約図書等の変更)

第36条 発注者は、前条第2項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、変更内容を受注者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは委託料の額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(関連業務の調整等)

第37条 発注者は、受注者の履行する管理業務及び発注者又は山梨県の発注に係る第三者の施行する他の業務が業務履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な施行に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第38条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(委託業務の再委託等)

第39条 受注者は、業務の実施にあたり、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、この契約の履行について、一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせるときは、発注者の承諾を受けなければならない。

- 3 受注者は、業務の一部を再委託に付した場合は発注者に対して、再委託若しくは請け負わせ者の商号又は名称その他必要な事項を記載した再委託届により届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第40条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料等を指定した場合において、契約図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、

発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第41条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た情報をこの業務の履行目的以外のために第三者に開示してはならない。この契約が終了又は解除の場合においても同様とする。

2 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、情報の取り扱いに当たっては適正な管理を行わなければならない。

3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨、必要な事項を周知しなければならない。

5 受注者は、業務上必要な発注者からの提供資料及び自らが収集し若しくは作成した個人情報の記載されている資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

6 発注者は、受注者がこの条に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(業務従事者に関する措置請求)

第42条 発注者は、受注者の業務に従事する者が業務履行上著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員及び発注者のもとで職務に従事する者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(雑則)

第43条 受注者は、この約款及び契約図書等に定めのない事項及び本契約内容の解釈に関し疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙1 委託料の計算方法（第23条第2項関係）

1 委託料等の計算方法

発注者が受注者に支払う委託料は、以下の計算方法により算定する。ただし、小修繕費等は4月に当該年度小修繕費等上限額を支払い、最終月に精算を行うこととする。

$$\text{委託料} = \text{固定費} + \text{小修繕費等}$$

$$\cdot \text{固定費} = \text{入札金額内訳書における固定費合計}$$

$$\cdot \text{小修繕費等} = \text{小修繕等実績額}$$

2 固定費及び小修繕費等の定義

固定費及び小修繕費等は次の費用とする。

(1) 固定費

ア 運転管理業務費

イ 個別点検等業務費（手数料を含む）

ウ 消耗品費（原材料を含み小修繕費等項目を除く）

エ 定期修繕費

(2) 小修繕費等

ア 小修繕費（受注者が行う1件当たり100万円未満（取引に係わる消費税及び地方消費税を含む）の修繕）

イ 修理用材料の調達費（受注者が行う1件当たり100万円未満（取引に係わる消費税及び地方消費税を含む）の修理用材料の調達、ただし固定費項目を除く）

3 委託料の支払方法

委託料の支払いは月払いとし、各年度の最終月（精算月）以外について、その際支払う額は以下のとおりとする。なお、各年度の最終月の月額料については別紙3によるものとする。

(1) 4月

$$\cdot \text{月額料} = \text{契約金額のうち固定費} \times 1/36 + \text{当該年度小修繕費等上限額}$$

(2) 5月～2月

$$\cdot \text{月額料} = \text{契約金額のうち固定費} \times 1/36$$

なお、各年度小修繕費等上限額は次のとおり。

単位：円/年

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
小修繕費等上限額	3,300,000	3,300,000	3,300,000	9,900,000

※取引に係わる消費税及び地方消費税を含む。

別紙2 委託料の変更（第24条第1項関係）

業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合には、以下の算出方法により算定し、委託料を変更することができるものとする。

1 業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

(1) 減額料＝「業務実施計画不履行日数」÷（1096日）× 契約金額 × 0.5

(2) 「業務実施計画不履行日数」とは、特記仕様書に定める改善期間終了日の翌日から是正されたことを発注者が確認した日までの日数をいう。委託料の減額は、実施計画不履行が是正されたことを発注者が確認し、委託料の変更協議が整った月の委託料で行う。

別紙3 委託料の変更（第24条第2項関係）

各年度の小修繕等の実績に伴う精算は、各年度の小修繕等実績額が確定したとき、以下に示す算出方法により算定し、委託料の額を変更する。変更した各年度の委託料は当該年度の最終月の支払額で精算する。

(1) 各年度最終月月額料

$$\text{各年度最終月月額料} = \text{各年度最終月固定費} + \text{各年度最終月小修繕費等}$$

(2) 各年度最終月固定費

$$\text{各年度最終月固定費} = \text{契約金額のうち固定費} \times 1/36$$

(3) 各年度最終月小修繕費等

$$\text{各年度最終月小修繕費等} = \text{当該年度小修繕等実績額} - \text{当該年度小修繕費等上限額}$$